

平成18年5月16日 火曜日

公 報

(第3455号)



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 歳入の徴収の事務の委託（職員厚生課） 1
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林緑地課） 1
- 民有保安林の指定の解除（森林緑地課） 2
- 都市計画事業の認可（道路街路課） 2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） 2
- 所在不明の貸金業者の公告・5件（県民生活課） 2
- 国場川水系（饒波川）河川整備計画の縦覧の公告（河川課） 4
- 村決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） 4
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 4

監査委員事項

- 包括外部監査人からの監査の結果に基づく措置の通知に係る事項の公表 5
- 包括外部監査人からの監査の結果に関する報告の公表 30

告 示

沖縄県告示第371号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成18年5月16日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 1 委託した徴収事務 沖縄県東京宿泊所の利用料金の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 愛宕産業株式会社
 - (2) 所在地 東京都豊島区南池袋3丁目9番7号
- 3 委託期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

沖縄県告示第372号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成18年5月16日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 1 解除予定保安林の所在場所 豊見城市字翁長838番15、838番21（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
 （「次の図は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧

監査委員事項

沖縄県監査委員公表第3号

平成13年5月11日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置、平成14年6月11日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置、平成15年5月9日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置、平成16年5月14日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置及び平成17年5月17日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年5月16日

沖縄県監査委員	太	田	守	胤
沖縄県監査委員	鈴	木	啓	子
沖縄県監査委員	兼	城	賢	次
沖縄県監査委員	糸	洲	朝	則

－平成16年度包括外部監査報告にかかる分－

<重要港湾である中城湾港を中心とする沖縄県港湾・埋立事業の財務に関する事務の執行及び事業の管理状況について>

観光商工部

監査結果

中城湾港新港地区について

1 土地の処分計画の検討

- (1) 製造業以外の産業等の誘致も含めた優遇策を積極的に講ずべきである。
- (2) 韓国、台湾、香港等の外国企業を誘致するための優遇措置を積極的に講ずべきである。

2 賃貸工場の収支状況の検討

- (1) 賃貸工場の増設の必要性と効果について疑問があり、賃貸工場の増設については事前に十分な需要把握を行うことが必要で、明確に需要が見込めるまでは当面中止すべきである。
- (2) 値下げと同時に優遇策の拡大等を図る必要がある。

3 賃貸料の納付方法について

全額前納制度を廃止し、弾力的な使用料徴収方法に変更すべきである。

監査意見

長期間に渡る事業について事情の変化に対応した見直し制度の構築について

[貿易振興マスター・プラン見直しの必要性]

調査委員会を発足させて、従来の計画の検証及び見直しを早急に行うべき時期である。

講じた措置の概要

<監査結果に係る措置>

観光商工部企業立地推進課

中城湾港新港地区について

1 土地の処分計画の検討

- (1) 製造業以外の産業等の誘致も含めた優遇策を積極的に講ずべきである。

特別自由貿易地域の立地対象業種は、製造業の他、卸売業、倉庫業、こん包業、道路貨物運送業の5業種が対象業種となっている。また、同地域は、産業高度化地域の指定も受けており同制度を活用し、これらの対象業種についても誘致活動を展開して、企業の立地促進を図っていく考えである。

優遇策の拡大等、投資環境の改善については制度改善や税制要求等、これまで国に要望を行ってきたところであり、今後とも要望していく考えである。

また、県としても賃貸工場の使用料軽減措置をはじめ、特別自由貿易地域で生産された製品の国外・県外出荷の際の物流支援、企業立地促進助成制度の改善等、企業にとって魅力ある投資環境の改善に努めており、今後の企業誘致につながるものと考えている。

- (2) 韓国、台湾、香港等の外国企業を誘致するための優遇措置を積極的に講ずべきである。

台湾、中国（上海）、香港においては、沖縄県産業振興公社（県出向職員を配置）の事務所を設置し、情報収集や投資相談に対応しているところである。その中で、台湾の企業等数社が特別自由貿易地域に関心を持ち立地を検討する動きがあったが、立地に至っていない。

その主な理由は、

- ・投資環境において、台湾や東南アジアの特区等と比較して、優位性がないこと。
- ・人件費等生産コストが高いこと（メイドインジャパンのブランド力と相対比較して魅力がない）等が本県への投資の障壁となっている。

このため、優遇税制等について国に税制要望等機会あるごとに要求し、投資環境の改善に努めているが、厳しい状況にある。

2 賃貸工場の収支状況の検討

(1)及び(2)

賃貸工場の入居状況は、賃貸工場使用料の軽減効果もあり、今年度6社が入居し、計14社で15棟を使用している。また、平成17年12月には1社の入居が内定し操業準備を進めているほか、他にも賃貸工場への入居に 관심を示す企業が県内外で数社あり、平成18年度前半で数社の入居が見込まれている。

賃貸工場は、企業誘致のための「受皿施設」として、立地企業の早期操業と初期投資の軽減を図ることを目的に、先行的に整備しているところであるが、賃貸工場への入居状況を踏まえ、平成18年度の建設事業については見送っているところである。

今後は入居状況及び立地ニーズを踏まえつつ、必要に応じ計画的に残りの2棟を整備していく予定である。

3 賃貸料の納付方法について

賃貸工場は地方自治法第238条でいう行政財産であり、その用途及び目的に沿って使用許可をしており、設置管理条例に基づき1年間全額前納で使用料を徴収している。

しかしながら、企業の経営状況等を踏まえ分割納付についても手続きを経て対応するなど、企業の経営状況を踏まえた弾力的な運用により、企業活動の活性化を図っている。

<監査意見に係る措置>

観光商工部企業立地推進課

長期間に渡る事業について事情の変化に対応した見直し制度の構築について

〔貿易振興マスターplan見直しの必要性〕

平成6年度に策定された沖縄県貿易振興マスターplanは、「貿易の振興」及び「自由貿易地域の活性化」等を図るに当たっての今後10年間の基本施策等を明らかにするものとして策定されている。

自由貿易地域に関しては、「自由貿易地域機能の育成・強化」を基本施策として位置づけ、中長期的施策として自由貿易地域の中城湾港新港地区等への拡大展開、現行関連制度の整備・拡充などの施策を推進することとしている。

その後、平成10年3月に特別自由貿易地域制度が法制化され、中城湾港新港地区の一部約122ヘクタールが特別自由貿易地域指定されるなど、マスターplanの目標は達成されたものと考えている。

現在、特別自由貿易地域に関する諸施策については、沖縄振興特別措置法に基づき策定された沖縄振興計画や県の産業振興計画に基づき、賃貸工場の整備や使用料の低減、物流支援事業など投資環境を改善しつつ、企業の立地促進を図っているところであり、引き続き、同計画に基づき、全力を挙げ企業誘致に取り組んでいる。

土木建築部

監査結果

1 中城湾港新港地区について

(1) 各港湾整備・埋立事業の当初の計画の策定期段階における需要予測、及び当該計画書の遂行状況

〔貨物取扱量が低水準であり、当初目標を達成できていない要因を排除していく必要がある。〕

① 新港整備事業を促進していく必要がある。

② 施設完成までの間、積極的な貨物輸送に関して経済的な支援を行う等の経済的な支援をする必要がある。

③ 新港地区と那覇港との連携について行政が積極的な役割を果たすべきである。

(2) 各埋立事業のキャッシュフロー計算書、貸借対照表、損益計算書等の試算

効率性を念頭において特別会計毎にバランスシート等を作成すべきである。

2 中城湾港マリンタウン（西原・与那原地区）について

〔各埋立事業のキャッシュフロー計算書、貸借対照表、損益計算書等の試算〕

(1) 損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書の作成が必要である。

(2) 県債の繰上償還により利息負担部分を節約すべきである。

3 泡瀬地区について

(1) 泡瀬地区開発事業の構想内容及び土地利用計画について

現計画における「海洋性レクリエーション拠点」「国際交流リゾート拠点」形成の根拠が明確でない。需要予測が甘く、事業内容の抜本的な変更や見直しも必要である。

- (2) 各埋立事業のキャッシュフロー計算書、貸借対照表、損益計算書等の試算
コスト意識を持った財務分析と情報開示を十分に行う必要がある。

4 那覇港湾・新港ふ頭地区・浦添ふ頭地区埋立事業について

[那覇港管理組合における沖縄県の負担について]

県が那覇港管理組合の経営に関与するとともに、経営状況を絶えずチェックする必要がある。

5 港湾・埋立事業に関する共通の問題について

- (1) 埋立事業関連の4つの特別会計の県債について

繰上償還のタイミングは、担当部署が適時に償還計画を立て、財政課と連携し、最短で繰上償還することが可能となる仕組みづくりを構築することが望まれる。

- (2) 漁業補償について

① 政策的配慮から加算したのなら、そのとおりに説明すべきであり、辻褄合わせの内容虚偽の漁業種類や漁獲高を記載するのは違法である。

② 漁業補償に関する公開と非開示のガイドラインを作成することが肝要である。

- (3) 港湾整備・埋立事業関連工事の入札状況について

最低制限価格と予定価格の開示について再検討する必要がある。

監査意見

長期間に渡る事業について事情の変化に対応した見直し制度の構築について

1 港湾審議会の活性化

港湾計画の事前審議機関としての港湾審議会の活性化のために人員の独立性、専門性を強化するとともに、審議内容についてもより採算性や経済性の視点を念頭に入れるべきである。

2 独立委員会等の設置

事後的な県の事業の見直しに関する独立委員会を設置すべきである。

3 人事ローテーションの工夫による専門性の向上

県財政に重要な影響を及ぼす重要事業に関しては長期間の勤務を命じ、専門性の向上を図るとともに、事業を成果あらしめるような人事制度が必要である。

講じた措置の概要

<監査結果に係る措置>

土木建築部港湾課

1 中城湾港新港地区について

- (1) 各港湾整備・埋立事業の当初の計画の策定期段階における需要予測、及び当該計画書の遂行状況

[貨物取扱量が低水準であり、当初目標を達成できていない要因を排除していく必要がある。]

新港地区の平成12年目標取扱貨物量は、1次埋立、2次埋立事業が完了し、岸壁等の施設がすべて供用開始するとともに、背後用地のすべてに企業が立地し操業を行っていることを前提とした予測貨物量である。対して、平成12年時点では港湾整備事業の遅れにより2次埋立部分の岸壁等は供用開始しておらず、企業の立地も進んでいない。このため、平成12年取扱貨物量実績が平成12年目標取扱貨物量を達成していないのはやむを得ないと考えられる。したがって、この比較により貨物量が低水準とするのは必ずしも適切でないと考えている。しかしながら、その要因の排除についての指摘は真摯に受け止めて対処していきたい。

- ① 新港整備事業を促進していく必要がある。

新港地区の西ふ頭は、バラ貨物を主として取り扱うふ頭として整備され、平成5年には目標を上回る貨物量を取り扱うなど初期の機能を十分発揮していると考えている。

一方、東ふ頭は、コンテナ貨物を主として取り扱うふ頭として整備を進めているが、航路及び泊地が未整備なことにより利用できない状況にある。

企業の立地促進及び取扱貨物量の増加を図るために、関係機関と協力して事業を促進して行く方針である。

② 施設完成までの間、積極的な貨物輸送に関して経済的な支援を行う等の経済的な支援をする必要がある。

新港地区背後圏企業から発生するコンテナ貨物は、東ふ頭が未整備なことから那覇港の利用を余儀なくされ、陸上輸送費の増によるコスト増加の原因になっている。

こうしたことから、県は企業活動の支援および特別自由貿易地域への企業立地を促進するため、平成16年度よりコンテナ貨物等の出荷個数に応じて助成金を支給している（特別自由貿易地域物流支援事業）。

また、中城湾港への定期船の就航を促す取り組みとして、本土・那覇港間を運航する定期船を中城湾港に寄港させる就航実験を行っている（物流効率化に資する中城湾港利用促進調査：平成14年度）。

その結果、港湾機能を充実するための上屋が必要であることから、平成17年度に上屋を建設することにより、新港地区の利用の促進、取扱貨物量の拡大が見込まれる。

今後も、積極的な行政的支援を検討していく方針である。

③ 新港地区と那覇港との連携について行政が積極的な役割を果たすべきである。

那覇港と中城湾港における機能の分担については両港の港湾計画に位置付けられていることから、今後の整備において、相互に連携を図っていく考えである。

(2) 各埋立事業のキャッシュフロー計算書、貸借対照表、損益計算書等の試算

これまで事業の状況の把握に努めてきたところであるが、より効率的な運用に努めていきたい。

2 中城湾港マリンタウン（西原・与那原地区）について

〔各埋立事業のキャッシュフロー計算書、貸借対照表、損益計算書等の試算〕

① 損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書の作成が必要である。

これまで事業の状況の把握に努めてきたところであるが、より効率的な運用に努めていきたい。

② 県債の繰上償還により利息負担部分を節約すべきである。

県債の繰り上げ償還については、今後の収入見込み（土地売却代）と公債費等の支出予定とを勘案しながら、時期を見て繰り上げ償還が行える様に、随時償還計画の見直し・修正等を行う。

3 泡瀬地区について

(1) 泡瀬地区開発事業の構想内容及び土地利用計画について

平成14年に県及び沖縄市において実施した土地利用需要予測の確認作業については、各種地域振興施策等の検討状況等を考慮し、総合的に需要予測を検証した結果であり、十分な根拠を有していると認識しているため、適正な需要予測であると考えている。よって、県としては、現時点で事業の抜本的な変更・見直しの必要ないと判断している。

また、確認作業において県と沖縄市が連携して取り組む必要があるとされた土地利用の実現化方策について、沖縄市は有識者や市民が参画した「みなとまちづくり懇談会」を設置し具体的な導入施設の検討を進めている。さらに、本事業は、本島中部東海岸地域の活性を図るための経済振興策として沖縄振興計画（平成14年度：内閣府）並びに沖縄振興推進計画（平成14年度：沖縄県）に位置づけられるとともに、魅力ある海洋性レクレーション活動の拠点づくりの一環として、人と自然が共生できる人工海浜のあり方を検討するなど、県と市が協同してマリンシティ泡瀬の魅力を向上させる為の施策を推進している。

本事業は、新港地区の特別自由貿易地域を支援する東ふ頭の航路・泊地の浚渫土砂を受け入れることにより、泡瀬地区の土地造成に係る経費を圧縮できることから、安価な土地を供給できるものである。

また、新港地区の東ふ頭は、航路泊地を浚渫することで、供用開始が可能となり、特別自由貿易地区への企業の誘致も進むものと考えている。

加えて、確認作業において、少なくとも第Ⅰ区域相当分を上回る需要があるとの見通しが得られ、現在の計画は、各種条件整備と努力を前提とすれば、実現の可能性があることを確認している。本事業の実施においては、第Ⅰ区域に着手し、土地需要の見通しを再度十分検討した上で、第Ⅱ区域に着手することとしている。

そのため、県としては、今後とも社会経済情勢の変化等を的確に把握し、国や地元沖縄市と十分に連携を図りつつ事業を推進していく予定である。

(2) 各埋立事業のキャッシュフロー計算書、貸借対照表、損益計算書等の試算

これまで事業の状況の把握に努めてきたところであるが、より効率的な運用に努めていきたい。

4 那覇港湾・新港ふ頭地区・浦添ふ頭地区埋立事業について

[那覇港管理組合における沖縄県の負担について]

那覇港管理組合の設立に伴う協定書（平成14年4月1日）第5条の規定では、「組合の管理者は、次の事項について、あらかじめ沖縄県知事、那覇市長及び浦添市長に協議しなければならない。」となっている。特に、同条の第3項には、「(3)港湾整備の年度計画及び組合予算に関すること。」と明確に組合予算について述べられている。

上記の協定書に基づき、県では毎年9月頃より組合予算の協議に入り、組合予算成立の2月までの約半年間にわたり関係部署間で連携を図りながら管理組合の予算編成を行っている。また、前述の事項以外にも同条の第6項には、「(6)その他必要と認められる事項」と定めており、重要な協定書締結等については協議を交わし、広く組合の経営に関与している状況である。

今後とも那覇港管理組合の県の財政に与える影響等を勘案し、那覇市、浦添市と調整を図りながら管理組合の経営状況をチェックしていく。

5 港湾・埋立事業に関する共通の問題について

(1) 埋立事業関連の4つの特別会計の県債について

県債の繰り上げ償還については、今後の収入見込み(土地売却代)と公債費等の支出予定とを勘案しながら、時期を見て繰り上げ償還が行える様に、隨時償還計画の見直し・修正等を行う。

土木建築部用地課

(2) 漁業補償について

①及び②

公共事業の施行における損失補償については、補償すべき範囲・項目及び補償額算定の方法が国、政府関係機関、地方公共団体及び公益事業者で異なることがないよう、各方面の専門家で構成された公共用地審議会の答申を受け閣議決定された「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」に基づいて、中央用地対策連絡協議会が定めた「公共用地の取得に伴う損失補償基準」及び「同細則」に準じ、「沖縄県の公共事業の施行に伴う損失補償基準」「同基準の実施細則」を制定し運用している。

漁業補償についても、既存資料並びにヒアリング等から、漁獲数量、魚価及び経営費等を的確に把握した上で、県の損失補償基準等に基づいて算定することにより適正な補償を行えることになっており、本県としては、漁業補償を含め、現在の県補償基準以外の新たな補償のルール（基準）を作ることは困難と考えている。

土木建築部土木企画課

(3) 港湾整備・埋立事業関連工事の入札状況について

最低制限価格を廃止した場合、適正な施工が見込めないダンピング受注が横行し、公共工事の品質の確保ができない不良不適格業者の受注が増え、下請け業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながることが懸念される。最低制限価格については事前公表はしていない。

予定価格の開示については、入札・契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保及び不正行為の排除のため必要であると考えている。予定価格の事前公表に伴い、積算内訳書を事前に徴すこととしており、平成16年度の入札においては、予定価格を上回る応札は無かった。

<監査意見に係る措置>

長期間に渡る事業について事情の変化に対応した見直し制度の構築について

土木建築部港湾課

1 港湾審議会の活性化

地方港湾審議会においては、港湾計画に関することや、港湾環境整備負担金に関すること、また港湾の開発、利用、保全及び管理に関する重要事項を調査審議し意見を伺うこととしている。

委員は港湾計画等の事項に対して知事に意見を述べることができ、それに対し意見を受けた場合は意見を尊重していくこととしている。そのほか必要に応じて個別に委員の意見をたまわることとしているため十分な審議がなされているものと考えている。

また、審議会においては公平性、独立性、専門性を確保するため委員の選任においても各方面の専門や幅広い意見が反映されるよう配慮して選任している。

なお、事業を実施するにあたってはさらに詳細な検討が行われ、採算性や経済性等についても十分に

検討がなされた必要な事業が採択されていくものと考えている。

土木建築部土木企画課

2 独立委員会等の設置

公共事業再評価について

沖縄県土木建築部及び農林水産部は、沖縄県公共事業再評価実施要綱に基づき、公共事業の効率性とその実施過程の透明性の一層の向上を図るために、国庫補助事業について、一定の要件に該当する事業の再評価を行っている。

再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じてその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

再評価については、第三者の学識経験者などで構成される沖縄県公共事業評価監視委員会の意見を踏まえ、対応方針（事業継続または事業中止）を決定している。

なお、同委員会は、現在、全委員が外部委員の9名となっており、学識経験者2/3、県民代表1/3で構成している。

また、再評価の実施結果等は、沖縄県ホームページの他、行政情報センター（県庁2階）で閲覧できる。

再評価対象事業

再評価は、次の要件に該当する事業について行っている。

- ① 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後一定期間（10年間もしくは5年間）を経過した時点で継続中の事業
- ③ 再評価実施後5年間を経過した時点で継続中の事業
- ④ 社会経済状況の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

再評価の視点及び評価基準

再評価については、次の視点から評価を行っている。

- ① 事業を巡る社会情勢の変化
- ② 事業の投資効果
- ③ 事業の進捗状況
- ④ 事業の進捗の見込み
- ⑤ コスト縮減や代替案立案等の可能性
- ⑥ 事業効果の発現状況

また、評価基準については、国土交通省の「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」等を基に、一定の統一が図られている。

再評価実施状況一覧

下表のとおり、平成10年度以降、288事業の再評価を実施し、事業継続275事業、事業休止3事業、事業中止10事業の審議結果となっている。

年度	再評価実施事業件数				再評価内容			審議結果	(方法) 審議事業 件数	委員会開 催回数
	土木建築 部	農林水產 部	(市) 町村	計	継続	休止	中止			
10	42	25	21	88	85	3	0	全て承認	抽出14	6
11	7	13	11	31	31	0	0	全て承認	抽出16	5
12	20	8	14	42	35	0	7	全て承認	抽出24	5
13	12	16	19	47	46	0	1	全て承認	抽出18	5
14	23	1	10	34	33	0	1	全て承認	抽出34	6
15	23	3	3	29	29	0	0	全て承認	抽出29	5
16	11	4	2	17	16	0	1	全て承認	抽出17	4

合計	138	70	80	288	275	3	10		151	36
----	-----	----	----	-----	-----	---	----	--	-----	----

※ 平成14年度から、市所管事業の再評価は、各市で実施している。

独立委員会等の設置提案について

独立委員会等の設置提案について、土木建築部としては、上記に示した「沖縄県公共事業評価監視委員会」を活用することによって、満たすことが出来ると考えている。

3 人事ローテーションの工夫による専門性の向上

人事異動における原則3年ローテーションについては、職員の士気を高め組織を活性化し、適材適所の人事配置を行うという観点から妥当な期間であると考える。

他方、複雑高度化する行政ニーズに対応するため、専門的な知識経験を必要とする業務については、3年を超えて配置を行うスペシャリストの育成にも取り組んでいるところである。

人事ローテーションについては、職種や職務の特殊性に配慮しつつ、要求される専門性の向上が図られるよう職員の適材適所の人事配置、異動に努めたい。

<沖縄県立大学等の経営管理状況について>

文化環境部

監査結果

県立芸術大学について

1 会計単位の問題点について

県立芸術大学という一つの事業体の収支状況を適切に把握し、その活動状況を把握するために同大学を一つの会計単位とすべきである。

2 官庁会計に関する問題点について

発生主義に基づく複式簿記を導入し、損益計算書等に基づく財務分析を行う一方で、費用対効果を評価するツールとしての評価基準に基づき、事前評価、事後評価を行うための「公共サービス評価検討委員会」(仮称)を設置すべきである。

3 人件費の割合及び各種手当の検討

(1) 私立大学及び国立大学と比較しても人件費の割合が71.7パーセントと異常に高いことから、県立看護大学との統合による職員、教員の削減効果、及び独立行政法人化による人件費の見直しを図るべきである。

(2) 管理職手当については、本来は管理職という職務に対する手当であるにもかかわらず、本人の給料月額の何パーセントという支給になっているのは不合理である。

(3) 勤勉手当について、戒告処分、減給処分、停職処分を受けた者にも支給することになっているのは不合理である。

(4) 職務段階別の加算措置について、行政職では主任以上になされているが、加算の根拠が不明である。

4 一般財源投入額の再検討について

(1) 年間15億円の一般財源が投入され、また、建設コストを考慮した学生一人当たり一般財源投入額は4年間で約1,100万円に達するが、これだけの税金を投入して県立大学を運営し、沖縄の芸術文化を担う人材育成事業を行うことの是非を検討する必要がある。

(2) コスト削減による効率化及び収益事業の提供による収入アップ策、授業料の受益者負担を理由とする値上げ等を検討すべきである。

5 県債の償還について

県債について、安い利率への借り換え試算をしたところ、約4億円の金利負担の軽減ができた可能性があることから、制度上可能な限り借り換えを実施して金利負担の軽減を図る必要がある。

6 図書の管理について

(1) 図書の管理について、収蔵図書に関する情報を広く提供して、図書利用を高める工夫が必要である。

(2) 彫刻等の芸術作品等が地下倉庫に多数保管されているが、これらの収蔵品についても展示会を多く開催する等して活用すべきである。

7 建物等の施設管理について

公有財産である県立芸術大学の施設について、専門家のアドバイスを受けながら、継続的、計画的な管理体制を確立することが急務である。

8 工事請負に関する事務執行状況について

- (1) 工事請負契約について、随意契約について相見積もりの意義が形骸化しており、金額基準により相見積業者数を比例させて多くする等自主ルール設けてコスト意識を持たせるべきである。
- (2) 指名競争入札制度において、競争原理が働いているのか疑問があることから、談合防止のための諸施策を再検討する必要がある。

監査意見**1 武道学科等の新規設置についての提言**

武道学科設置等、新たな専攻課の設置も含めた県立芸術大学のあり方を検討すべき時期にあり、検討に当たっては、外部委員も入れたワーキンググループを立ち上げるべきである。

2 県立大学の統合についての提言

県立芸術大学と県立看護大学の統合及び独立行政法人化に向けた取り組みを早急に行うべきである。

講じた措置の概要

<監査結果に係る措置>

文化環境部沖縄県立芸術大学

県立芸術大学について**1 会計単位の問題点について**

平成18年3月末に策定予定の「沖縄県行財政改革プラン」において、県立大学の活性化と地域社会の要請に応えられる人材を育成するため、県立大学のあり方を検討し、独立行政法人化に向けて、平成21年4月を期限として、できるだけ早い時期に公立大学法人へ移行することが定められている。

公立大学法人へ移行することによって、県立芸術大学が一会計単位となり、経営責任の明確化、コスト意識の高揚を図ることができる。

2 官庁会計に関する問題点について

官庁会計への複式簿記導入については、県全体として検討すべきものと考えるが、法人化に当たっては複式簿記の会計処理へ移行する。

また、県は「公立大学法人評価委員会」を設置することとなっており、この委員会において、中期目標、中期計画及び年度計画に基づき、提供する教育の質、効率、財務内容、組織の運営状況等が評価される。

3 人件費の割合及び各種手当の検討

(1) 本学の人件費については、芸術大学としての各専門分野に関する科目の提供、技術指導等の技術系大学の特性から他大学と比較して割高になっているところがあるが、厳しい財政状況等を踏まえ、その縮減を図る必要があると考えている。

県立看護大学との統合については、関係部局との連携を図りながら設置を予定している「県立大学改革検討委員会（仮称）」において今後調査検討していきたい。

(2)、(3)及び(4)

本年度人事委員会勧告においても、管理職の職務・職責を端的に反映できるよう、国の導入の状況を踏まえ、定額制への移行を検討する必要があると報告がなされており、今後、国等の状況を踏まえ検討したい。また、指摘事項については、独立行政法人化における独自の給与体系構築の中でも検討していきたい。

4 一般財源投入額の再検討について**(1)及び(2)**

県立芸術大学を建学する基本的な精神は「沖縄文化が造り上げてきた個性の美と人類普遍の美を追求する」ことにある。本学は、この建学の理念に基づき、これまで約1,500名の学部卒業生及び大学院卒業生330名を送り出し、各専門分野において活躍する多くの優れた人材を輩出している。

また、教育・研究だけでなく、地域貢献の使命を果たすため、公開講座の開設、産学官連携した共同

研究事業等積極的に実施している。

この理念に沿った教育研究を実施し、本県固有の芸術文化の振興を図るために人材を育成することは重要な課題であり、そのための事業費投入は本県にとって必要であると考えている。しかし、建設コストを含め多額の財源が投入されている状況については、県民視点に立った費用対効果について整理し、県民の理解を得られる大学運営を図る必要があると考えている。

今後、本学の在り方を検討する中で大学の存在意義を踏まえ、大学運営の一層の効率化及びコスト削減などに取り組んでいきたい。

5 県債の償還について

監査結果報告書の中で借り換え試算の対象となっている平成6年度発行の2つの県債は、旧大蔵省資金運用部（現財政投融資資金）から借り入れた政府資金である。

財政融資資金をはじめとする政府資金は、平成13年度の財政投融資改革により、平成13年4月1日以降の貸付について借り換えによる繰上償還ができるようになっているが、平成6年度借入分については、制度上認められていないため、現在のところ、借換の実施は難しい。

しかしながら、公債費の負担を軽減していく上で、高金利の県債の繰上償還、または、低利借り換えを行うことは有効な手段であると認識しており、制度上可能であり財源の確保ができるものについては、積極的に実施していきたいと考えている。

6 図書の管理について

(1) 及び(2)

県立芸大図書館の図書管理については、沖縄県財務規則及び日本十進分類法等に基づき管理している。今後とも財務規則、当該分類法に則り適切に管理していきたい。

また、芸大のホームページ等を活用して収蔵図書の利用促進のための広報活動を実施して図書利用を高めていきたい。

なお、収蔵庫の芸術作品等については、教職員、学生及び一般県民を対象に年1回の企画展示会を開催しており、今後は収蔵品活用の観点から展示回数を増やしていきたい。

7 建物等の施設管理について

昭和61年の開学以降、本学の施設（庁舎等）は、3キャンパスに分散して整備されており、老朽施設も多い状況となっている。

施設の管理については、担当職員が維持・管理のための点検、修繕を管理委託を含め継続的に行って いる。今後とも、計画的に適時、適切に維持管理を実施していくこととしている。

統括部署の設置による公有財産全体の継続的な維持管理体制の確立については、全庁的な管理体制の問題であり、他部局と連携して検討する必要がある。

8 工事請負に関する事務執行状況について

(1) 及び(2)

随意契約できる工事請負費（請負費250万円以下）の執行に当たっては、県財務規則に則って公平公正に実施する中で、迅速性、効率性を勘案し、見積もりを徴する業者数を設定していく。

また、委託費の指名競争入札の執行については、談合防止の観点から、一括して行っていた現場説明を個別に行うか、書類送付による説明に改める等検討する。

<監査意見に係る措置>

文化環境部沖縄県立芸術大学

1 武道学科等の新規設置についての提言

現在、県立芸大の将来構想について、県内部の「県立芸術大学の在り方を考える部内連絡会議」の中で検討を進めており、新たな学部学科の設置についても、検討している。

今後、外部の有識者の意見を取り入れるため、「県立大学改革検討委員会（仮称）」においても検討していきたい。

2 県立大学の統合についての提言

県立看護大学との統合については、「県立大学改革検討委員会（仮称）」において今後調査検討していきたい。

福祉保健部

監査結果

県立看護大学について

1 会計単位の問題点について

- (1) 経営責任の明確化、コスト意識高揚のために県立看護大学を一つの会計単位として扱うべきである。
- (2) 県立看護大学を独立行政法人化すべきである。

2 官庁会計の問題点について

発生主義による複式簿記方式を導入すべきである。損益計算書の赤字について、費用対効果を評価するツールとしての公共サービスの評価基準を作成して、予算段階での事前評価、決算承認段階での事後評価を実施する必要がある。このツールである評価基準の作成のために「公共サービス評価検討委員会」等の設置について検討すべきである。

3 人件費の見直し及びコスト意識の発揮について

私立大学及び国立大学と比較しても人件費の割合が68パーセントと高いことから、県立芸術大学との統合による職員、教員の削減効果、及び独立行政法人化による人件費の見直しを図るべきである。

4 一般財源投入額の再検討について

- (1) 年間約7億円の一般財源である税金が投入され、また、平成15年度の建設コストを考慮した学生一人当たりの一般財源投入額は約750万円に達するが、これだけの税金を投入して、沖縄県の医療、福祉サービスを担う看護師という人材育成事業を行うことの是非を検討する必要がある。

- (2) 税金投入額が減少するようなコスト削減を中心とする改革を実行するとともに、それでもなお毎年数億円に上る税金投入額に見合うだけの効果が得られているか検証すべきである。

5 工事請負契約及び委託契約に関する事務執行状況の合規性について

工事請負契約について、競争入札によるという原則を踏まえて、例外としての随意契約の適用要件は厳格になされるべきであり、随意契約による場合でも相見積が形骸化しないように自主ルールとして金額基準に比例して2社以上に増やすべきである。

講じた措置の概要

<監査結果に係る措置>

福祉保健部 沖縄県立看護大学

県立看護大学について

1 会計単位の問題点について

- (1) 及び(2)

会計単位については、県財務会計における課題であり、大学だけの検討は困難であることから、大学としては、経費節減等職員の意識改革を図っていく。

県は、県立大学の独立行政法人化に向け、プロジェクトチームを立ち上げる予定であり、その中で大学のあり方等を検討していく。

2 官庁会計の問題点について

「公共サービス評価検討委員会」等の設置については、開学当初より自己点検・評価検討委員会を設置し活動してきたが、平成17年9月に全学的な視点から評価に取り組むために学外の有識者を含む「全学自己点検・評価検討委員会」を設置し、評価体制を強化した。今後は、従来の内部評価に加え、第三者評価に向け、教育・研究活動の一層の充実を図りたい。

官庁会計に発生主義に基づく複式簿記を導入することについては、県全体の会計制度に関わる問題であり、関係機関と調整して検討したい。又、そのことについては独立行政法人化の中で検討されるものと考える。

3 人件費の見直し及びコスト意識の発揮について

大学の統合・独立行政法人化については、法人化プロジェクト作業の中で検討していく。

4 一般財源投入額の再検討について

- (1) 及び(2)

本学は、臨床的な看護実践能力（知識・技術・態度）はもとより、幅広い教養と倫理観をもった専門

職としての看護職者の育成及び看護職者の生涯学習機関として、ナーシングリーダーシップ会議の開催(現場の看護職者を対象とした研修会)、社会人入学制度、研究生・聴講生制度、公開講座の開設等、地域に開かれた大学をめざし教育活動を実践している。また、より高度な専門職者の養成のために大学院教育(修士課程・博士課程)も行っている。すなわち、看護教育者、専門的実践者、研究者の養成である。看護の質向上については、学部卒業生及び大学院卒業生などの現場での活躍が期待されているところである。

本学は島嶼県という本県の特殊性に鑑み、離島へき地の保健医療及び福祉問題に対して地域における教育研究活動をとおして、21世紀に活躍できる新しい地域ケアモデルの構築等専門的な看護職の人材育成を目指して設立されたものである。設立後は現場の看護職者や関係者との共同研究などを通じて住民の健康問題の解決を図り、看護の質向上に貢献しているところである。

今後の大学教育のプログラムを含めた大学のあり方については、県立大学の独立行政法人化プロジェクトチームを立ち上げる予定であり、その中で検討していきたい。

5 工事請負契約及び委託契約に関する事務執行状況の合規性について

現段階で自主ルールは作成していないが、コスト管理を高めるために、価格、業種等により、見積業者数を2社以上とするよう努める。

農林水産部

監査結果

県立農業大学校について

1 会計単位の問題点について

県立農業大学校という一つの事業体の収支状況を適切に把握し、その活動状況を評価して、経営責任を明確化、コスト意識を高揚させるためにも県立農業大学校を一つの会計単位とすべきである。

2 人件費の見直し及びコスト意識の発揮について

歳出に占める人件費の割合である人件費比率は64パーセント、歳入に対する人件費の割合は10.9倍と高コスト体制となっており、費用対効果の視点から人件費の削減について検討すべきである。

3 農業大学校の就職率向上策について

卒業生の就農支援体制をより強化する必要があり、関係各機関の協力体制、ネットワークの構築が必要である。

4 全寮制度について

全寮制が、社会人の入学動機の障害となっている可能性が高いことから、全寮制を廃止するか、例外的制度を設けて多様な社会人の受け入れ体制を整えるべきである。

5 カリキュラム(教育課程)のあり方について

短大資格取得に固執するのではなく専門家教育に特化すべきである。この観点から教養科目は最小限にして専門科目を充実させるべきであり、外部委員も入れた農業大学校カリキュラム見直し検討委員会等を発足させて、カリキュラムの見直しに早急に取り組むべきである。

講じた措置の概要

<監査結果に係る措置>

農林水産部沖縄県立農業大学校

県立農業大学校について

1 会計単位の問題点について

沖縄県農林水産業振興計画の目標を達成し、豊かで活力ある農業・農村を構築する上で、経営感覚に優れた農業後継者の育成・確保は、重要な農政の課題であり、県立農業大学校の果たす役割は、益々重要になってきている。

県財政が厳しい中で、職員、学生へコスト意識を高揚させ、経費節減に向けて取り組むことは重要であることから、平成17年9月にワーキングチームを設置し、就農率の向上並びにコスト削減と歳入向上対策等を含めた「農業大学校改革プラン」を策定し、これに基づいて改革を進めていく予定である。

2 人件費の見直し及びコスト意識の発揮について

県財政が厳しい中で、職員、学生へコスト意識を高揚させ、経費節減に向けて取り組むことは重要であることから、平成17年9月に、ワーキングチームを立ち上げて改革を図るための「農業大学校改革プラン」を作成中である。

授業料見直しによる収入増加を検討するとともに、入学定員及びカリキュラム等の見直しと、それに伴う外部講師へ依頼している教養科目の削減等によりコスト削減を図っていきたい。

3 農業大学校の就職率向上策について

就農率向上対策として、より一層、関係機関との有機的な連携による支援体制の強化が必要である。そのため、平成17年度中を目処に「農業大学校改革プラン」を策定し、それに基づき、改革を進めていく。

今後は、他産業従事者等の社会人を含めた就農意欲のある者の入学を促進するため、入学年齢制限の緩和や特別推薦制度の活用を図る。

また、市町村、農業団体、農業改良普及センター等との連携強化と農業生産法人や指導農業士会等とのネットワークを構築し、就農意欲のある学生や農家子弟の入学促進を図る。さらに、卒業後の対策として、就農に向けた指導の強化と就農への誘導、農地の斡旋、就農支援資金の活用等卒業生の就農定着支援体制の確立を図っていく。

4 全寮制度について

本校は農業改良助長法に基づき、農業の担い手育成という目的で設置された機関であり、これまでには、通達で全寮制が謳われていたが、現在は各県の裁量に委ねられている。

本校では、早朝の農場実習、家畜管理等の技術習得のほか、島嶼県であるため、離島出身者の負担軽減及び多様な社会人を受け入れる観点等から例外的制度を設けるなど検討を深めていきたい。

その他、社会人入学者への対応として、年齢制限の緩和、短期課程の新設等を、現在策定中の「農業大学校改革プラン」において検討していく考えである。

5 カリキュラム（教育課程）のあり方について

農業大学校の課題として、卒業生の就農率の向上と就農意欲のある社会人の受入体制の整備があり、その実現のために教育課程の見直しが求められている。

そこで、「農業大学校改革プラン」の中で、年齢制限の緩和、短期課程の新設、教養科目の見直しを盛り込み、専門及び実技教育に特化する方向で検討している。

また、現在の専門科目についても、農業経営に関する科目及び情報処理演習の強化、更に指導農業士等先進農家による講座を増やし、学生の就農意欲の高揚と専攻実習の充実拡大を図る等改革を進めいくための見直し作業を行っていく。